

トランプ 2.0 の通商・経済安全保障政策の概要 - 通商拡大法 232 条 -

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025 年 2 月 20 日号

執筆者:

[平家 正博](#)

m.heike@nishimura.com

[淀川 詔子](#)

n.yodogawa@nishimura.com

[藤井 康次郎](#)

k.fujii@nishimura.com

2025 年 2 月 10 日、トランプ米大統領は、通商拡大法 232 条を根拠とする、鉄鋼製品¹及びアルミ製品²に対する 25%の追加関税を、対象となる全ての輸入に適用する旨の大統領布告（Proclamation）で発表しました。同追加関税は、第 1 次トランプ政権で導入され、バイデン政権でも維持されていましたが、適用除外等の例外措置も設けられており、日本の鉄鋼製品についても、関税割当制度が設けられていました。今回公表された大統領布告により、例外措置は失効するため、日本の鉄鋼製品にも追加関税が適用されます。なお、今回の大統領布告により、アルミ製品への追加関税は 10%から引き上げられます。

今回の大統領布告を理解するため、以下では、通商拡大法 232 条の規定や、これまでの鉄鋼・アルミ製品に対する課税状況を簡単に解説した上で、今回の大統領布告の内容を概説します。そして、最後に、第 2 次トランプ政権は、通商拡大法 232 条を、鉄鋼・アルミ製品以外の製品にも適用することも検討していると明示していることを踏まえ、今後の動向を注視する必要性について述べます。

I 鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税（通商拡大法 232 条）

1. これまでの経緯

(1) 通商拡大法 232 条とは

通商拡大法 232 条は、ある製品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがある場合、関税の引き上げ等の是正措置を発動する権限を大統領に付与する規定です。米国の商務省は、米国産業の申請若しくは他省庁の要請を受け、又は職権で調査を開始すると³、必要に応じて利害関係者から情報・意見を取得した上で⁴、270 日以内に調査結果を大統領に提出します⁵。米国大統領は、当該結果を受領してから 90 日

¹ [大統領布告 10896](#)。

² [大統領布告 10895](#)。

³ [19 U.S. Code § 1862](#) (b)(1)(A)。

⁴ [19 U.S. Code § 1862](#) (b)(2)(A)(iii)。

⁵ [19 U.S. Code § 1862](#) (b)(3)(A)。

以内に、関税の引き上げ等の是正措置を発動するか判断します⁶。

(2) 第1次トランプ政権における調査・発動

第1次トランプ政権当時のウィルバー・ロス商務長官は、商務省に対して、2017年4月19日に鉄鋼製品について、同年4月26日にアルミ製品について、232条に基づく調査開始を命じ、調査結果はトランプ大統領に提出されました（鉄鋼製品は2018年1月11日⁷、アルミ製品は同年同月17日⁸）。

上記報告を受けたトランプ大統領は、2018年3月23日以降、鉄鋼製品に25%、アルミ製品に10%の追加関税を課す旨の2018年3月8日付け大統領布告（鉄鋼製品については大統領布告9705⁹、アルミ製品については大統領布告9704¹⁰）を公表しました。また、上記に加え、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品についても、追加関税を賦課する2020年1月24日付け大統領布告9980¹¹が公表され、同年2月より、鉄鋼派生製品に25%、アルミ派生製品に10%の追加関税が賦課されています。

また、上記と併行して、国別適用除外や製品別除外の交渉が行われ、一部の国からの輸入品等は、追加関税の適用対象から除外されました。

(3) バイデン政権での維持

バイデン政権は、上記で導入された追加関税を維持したものの、適用が除外される例外規定の見直しを行っており、政権終了時点では、下記のような規定が存在していました。

表1：例外規定¹²

例外規定の内容	対象
鉄鋼製品の適用除外	豪州、カナダ、メキシコ、EU、ウクライナ
鉄鋼製品の数量割当	アルゼンチン、ブラジル、韓国
鉄鋼製品の関税割当	日本、EU、英国
アルミの適用除外	豪州、カナダ、メキシコ
アルミの数量割当	アルゼンチン
アルミ製品の関税割当	EU、英国
一括承認除外	81品目
個別製品除外	個別対象製品

⁶ [19 U.S. Code § 1862 \(c\)\(1\)\(A\)](#).

⁷ [THE EFFECT OF IMPORTS OF STEEL ON THE NATIONAL SECURITY](#).

⁸ [THE EFFECT OF IMPORTS OF ALUMINUM ON THE NATIONAL SECURITY](#).

⁹ [大統領布告 9705](#)。

¹⁰ [大統領布告 9704](#)。

¹¹ [大統領布告 9980](#)。

¹² [「トランプ米大統領、232条鉄鋼・アルミ関税の全貿易相手国への適用を発表、3月12日から」（JETRO ビジネス短信、2025年2月12日）](#)。

2. 今回公表の大統領布告の概要

冒頭で記載のとおり、今回公表の大統領布告は、概要、2025年3月12日以降は、(i) 従前設けられてきた例外措置を撤廃し、対象となる全ての輸入される鉄鋼製品・アルミ製品・これらの派生製品に対して、追加関税を課す、(ii) アルミ製品・派生製品に対する追加関税率を10%から25%に引き上げるとの内容ですが、それ以外にも、課税対象製品の拡大や、米国税関による執行強化等、日本企業の事業に影響を与え得る重要な規定を含んでいます。

表 2：大統領布告の概要（鉄鋼製品）

項目	内容
国別適用除外等の例外措置の失効	<ul style="list-style-type: none"> 国別適用除外等の例外措置（アルゼンチン、豪州、ブラジル、カナダ、EU、日本、メキシコ、韓国、英国、ウクライナ）の失効（第（1）項）。
製品除外措置の終了	<ul style="list-style-type: none"> 個別製品の適用除外を認める製品除外措置（product exclusions）は、期間満了又は免除数量輸入をもって終了（新たな製品除外措置は認めない。）（第（7）項）。 輸入者からの申請なく追加関税の適用除外を認めていた一括承認除外（General Approved Exclusions: GAE）の廃止（第（7）項）。
課税対象製品の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 25%追加関税の課税対象は、これまで課税対象であった鉄鋼製品及び鉄鋼派生製品に加えて、今回の大統領布告 10896 の Annex I に掲載された鉄鋼派生製品にも拡大（第（4）項）。 90日以内に、新たな鉄鋼派生製品を課税対象に含めるための手続の整備（第（6）項）。この手続の下、米国生産者等は、新たな鉄鋼派生製品の課税対象への追加を要求でき、商務長官は、要求を受けてから60日以内に、追加を認めるか判断する必要がある。
CBPの執行強化	<ul style="list-style-type: none"> CBP（米国税関・国境警備局）に、輸入される鉄鋼製品・鉄鋼派生製品の関税分類の監視強化を命じるとともに、誤った関税分類により追加関税を免れていることを発見した場合、いかなる軽減要素も考慮せず、法律で許可されている最大額で罰金を算定するよう指示（第（12）項）。

表 3：大統領布告の概要（アルミ製品・アルミ派生製品）

項目	内容
----	----

追加関税率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 追加関税の税率を 10%から 25%に引き上げる（第（2）項）。
国別適用除外等の例外措置の失効	<ul style="list-style-type: none"> 国別適用除外等の例外措置（アルゼンチン、豪州、カナダ、メキシコ、EU、英国）の失効（第（1）項）。
製品除外措置の終了	<ul style="list-style-type: none"> 個別製品の適用除外を認める製品除外措置（product exclusions）は、期間満了又は免除数量輸入をもって終了（新たな製品除外措置は認めない。）（第（6）項）。
課税対象製品の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 25%追加関税の課税対象は、これまで課税対象であったアルミ製品及びアルミ派生製品に加えて、今回の大統領布告 10895 の Annex I に掲載されたアルミ派生製品にも拡大（第（5）項）。 90 日以内に、新たなアルミ派生製品を課税対象に含めるための手続の整備（第（7）項）。この手続の下、米国生産者等は、新たなアルミ派生製品の課税対象への追加を要求でき、商務長官は、要求を受けてから 60 日以内に、追加を認めるか判断する必要がある。
CBP の執行強化	<ul style="list-style-type: none"> CBP（米国税関・国境警備局）に、輸入されるアルミ製品・アルミ派生製品の関税分類の監視強化を命じるとともに、誤った関税分類により追加関税を免れていることを発見した場合、いかなる軽減要素も考慮せず、法律で許可されている最大額で罰金を算定するよう指示（第（12）項）。

3. 今後の動き

上記のとおり、今回公表の大統領布告は、2025 年 3 月 12 日より適用されるため、各国は、それまでに、自国製品の適用除外を得るための交渉を米国と行うことが予測されます（例えば、日本も、米国政府に対して追加関税の適用除外を認めるよう申し入れを行ったと報じられています¹³）。今後、各国と米国との交渉を通じて、追加関税が適用される製品と適用除外が認められる製品が出てくる可能性があります。適用の有無により、米国市場における製品競争力に大きな影響が生じることから、今後の動向も注視することが重要となります。

II 通商拡大法 232 条の適用拡大

第 2 次トランプ政権は、政権初日、通商・経済安全保障政策について言及する“America First Trade Policy”¹⁴と題するメモランダムを公表しました。同文書は、米国商務長官、財務長官、USTR（米国通商代表）等に対して、米国の通商・経済安全保障政策の包括的な見直しを命じており、第 2 次トランプ政権の通

¹³ 「米国の鉄鋼・アルミ関税、日本政府が適用除外申し入れ」（日経新聞オンライン、2025 年 2 月 12 日）。

¹⁴ [America First Trade Policy - The White House.](#)

商・経済安全保障政策に対する問題意識を、幅広く、網羅的にカバーしていると評価できるものです。America First Trade Policy は、(i) 外国の不公正・不均衡な政策等への対応、(ii) 中国の政策等への対応、(iii) 経済安全保障に係る対応の3セクションから構成されていますが、(iii) 経済安全保障に係る対応に関しては、下記のとおり記載されています。

表4：America First Trade Policy の内容（抜粋）

指示内容	大統領への報告期限（担当）
(a) 商務長官は、国防長官及び他の関連機関長と協議の上、米国の産業及び製造基盤の全面的な経済及び安全保障上のレビューを行い、米国の国家安全保障を脅かす輸入を調整するため、合衆国法典第19編第1862条（注：通商拡大法232条）に基づく調査を開始する必要があるか評価する。	2025年4月1日（商務長官）
(b) 経済政策担当大統領補佐官は、商務長官、USTR及び通商・製造業担当上級顧問と協議の上、米国の国家安全保障に対する脅威に対抗するためとられた合衆国法典第19編第1862条（注：通商拡大法232条）に基づく鉄鋼及びアルミニウムに関する除外措置、免除措置及びその他の輸入調整措置の有効性をレビューし、勧告を行う。	2025年4月1日（経済政策担当大統領補佐官）

上記のとおり、同メモランダムは、通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税の適用除外措置等の見直しを経済政策担当大統領補佐官（ピーター・ナヴァロ）に指示しており、今回の大統領布告も、当該方針に沿った対応と考えられますが、同メモランダムは、鉄鋼・アルミ製品以外の製品についても、通商拡大法232条の利用を検討するよう、商務長官に指示しています。実際、法的根拠は明らかにされていないものの、トランプ大統領は、自動車・半導体・医薬品に対する分野別の追加関税も導入を検討している旨を述べており¹⁵、今後、通商拡大法232条がこれらの製品に対する関税賦課のために用いられる可能性があります。

もっとも、通商拡大法232条に基づく措置を講じるためには、産品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがあることを認定する必要があるとあり、軍需用製品ではない民生製品について、通商拡大法232条に基づく措置発動を正当化するには一定の障害が存在すると言えます。このため、自社製品が通商拡大法232条調査の対象となった場合を想定し、米国の国家安全保障を損なうおそれがないことや、追加関税等の輸入規制は対応策として望ましくないことを商務省に主張するための、必要な準備を進めておくことが重要と考えられます。

また、通商拡大法232条を根拠とする今回の関税は、明瞭でない部分は残りますが、第1次トランプ政権及びバイデン政権時から賦課されている追加関税に加えて、第2次トランプ政権の成立後に発表されたカナダ、メキシコ、中国に対する追加関税や、相互関税（reciprocal tariff）とは併存し、別途加算され得るものであることに留意が必要です。

¹⁵ 「輸入自動車への追加関税『4月2日ごろにも』トランプ氏」（日経新聞オンライン、2025年2月15日）。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com